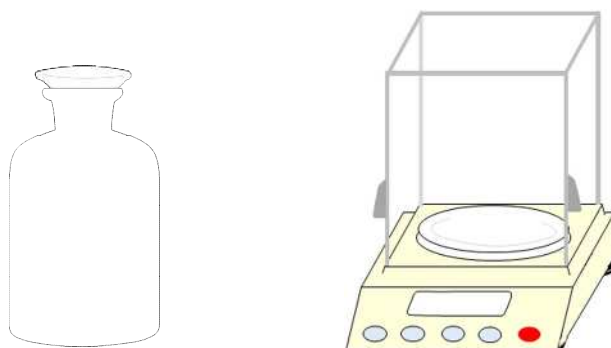


事業登録申請のてびき (建築物飲料水水質検査業)



東京都健康安全研究センター
広域監視部建築物監視指導課
建築物衛生担当

〒169-0073 東京都新宿区百人町三丁目24番1号

電話 03(5937)1058

FAX 03(5937)1099

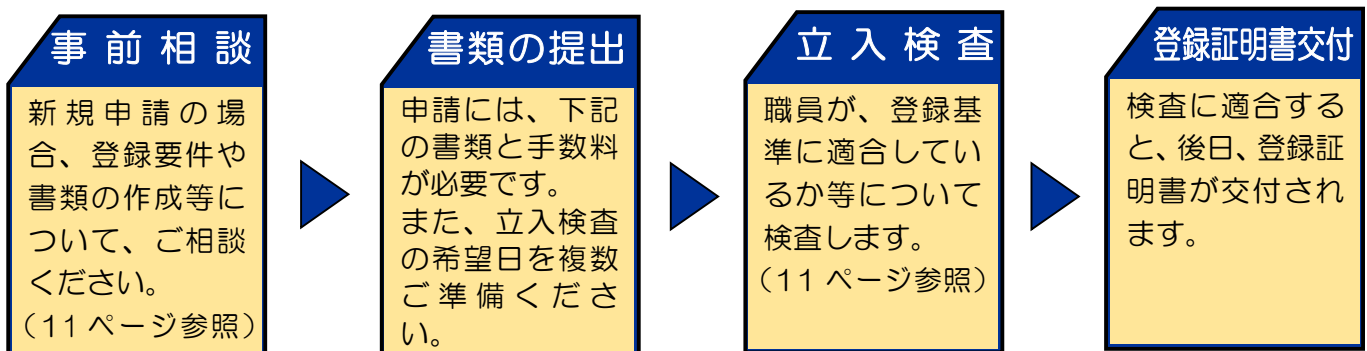
建築物事業登録制度について

建築物事業登録制度とは、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に規定され、ビルメンテナンスに関する業務（全8業種）を行う者（営業所※）が一定の要件を満たしている場合、都道府県知事の登録を受けることができる制度です。

本制度は、建築物の環境衛生上の維持管理を行う事業者の資質の向上を目的としたものであり、その業務に一定の制限を加えるものではありませんので、事業登録を受けなくても営業することは可能です。

※：営業所とは、客観的に見て営業上の活動の中心とみられる一定の事業活動の根拠地であり、かつ、そこにおいて単独で契約の締結をし、登録に係る業務を行う等の法律的、事実的行為を行う能力を有しているところです。

事業登録の手続き



申請時に必要な書類

- 建築物飲料水水質検査業登録申請書 一式
 - ❖ 第4号様式、第4号—2～4様式
〔健康安全研究センターのホームページにも掲載しておりますので、御参照ください。〕
https://www.tmiph.metro.tokyo.lg.jp/k_kenchiku/touroku/shinsei/suishitu/
 - ❖ 水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面（4ページ「3 その他の要件」を御参照ください）
- 水質検査実施者の資格を証する書類（原本提示）及び実務従事証明書（書類の詳細については、2 ページ「2 人的要件」を御参照ください。）
- 履歴事項全部証明書（法人の場合のみ。原本提出。発行3ヶ月以内のもの。）
- 申請手数料 40,000 円（領収書が必要な場合は現金を御用意ください。）

建築物飲料水水質検査業登録基準

事業登録を受けるには、以下の物的要件、人的要件、その他の要件について、すべて満たしている必要があります。

1 物的要件

次の機械器具等を所有していること。（下図参照）

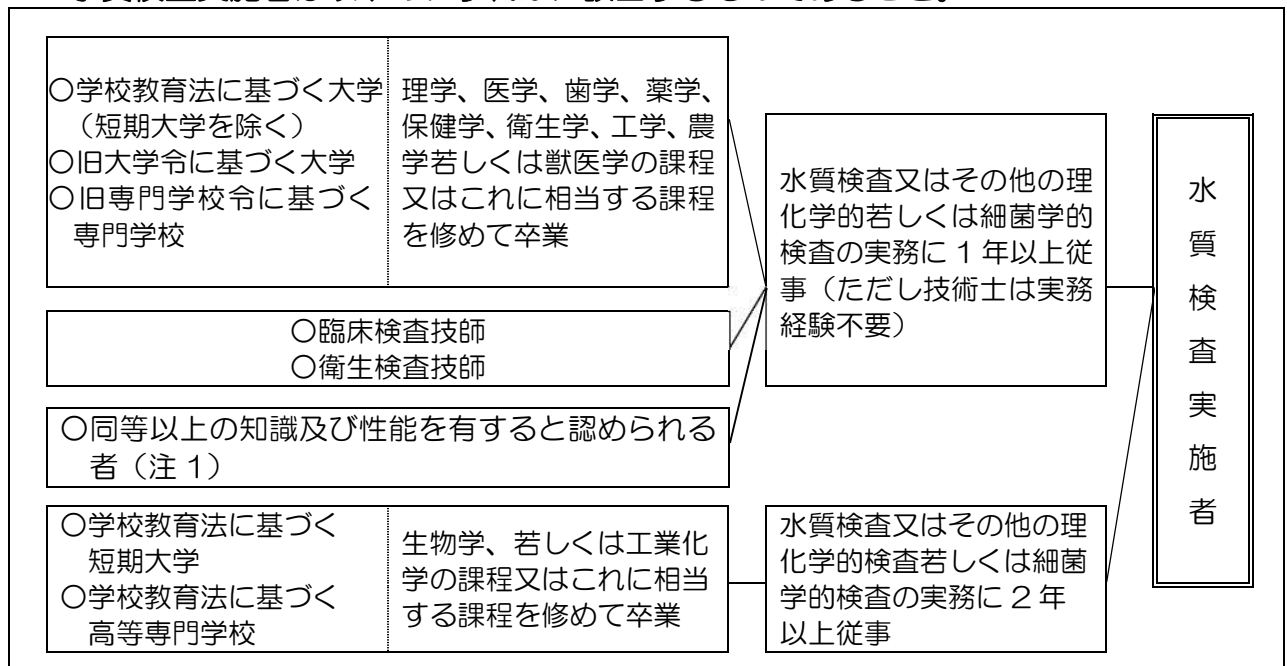
機 械 器 具	検 査 室
(1) 高圧蒸気滅菌器及び恒温器 (2) フレームレス原子吸光光度計又は誘導結合プラズマ発光分光分析装置又は誘導結合プラズマ質量分析装置 (3) イオンクロマトグラフ (4) 乾燥器 (5) 全有機炭素定量装置 (6) pH計 (7) 分光光度計又は光電光度計 (8) ガスクロマトグラフ質量分析計 (9) 電子天びん又は化学天びん	水質検査を適確に行うことのできる検査室 (1) 実験台、流し台、作業台、測定台、薬品戸棚等の配置が水質検査実施者の作業にふさわしい配置となっていること。 (2) 実験台等の上の機械器具の配置に余裕があり、使用しやすい配置となっていること。 (3) ドラフトチャンバーが設置されていること。 (4) 必要な換気扇、水栓、ガス栓、コンセントが設けられていること。 (5) 細菌学的検査を行う場所と理化学的検査を行う場所は区画されていることが望ましいこと。 (6) 天びん台など必要な部分に防震装置が施されていること。

（注）物的要件は、営業所ごとに常備されていること。また、原則として借り入れは認められません。同一の機械器具及び検査室で、2か所以上の営業所の登録を受けることはできません（共用できません）。

2 人的要件

（1）水質検査を行う者は「水質検査実施者」であること。

水質検査実施者は以下のいずれかに該当するものであること。



(注1)「同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」に該当するのは、次のいずれかの場合です。

- (1) 技術士（衛生工学部門又は水道部門に限る）
- (2) 旧朝鮮教育令（昭和31年3月勅令第103号）、旧台湾教育令（大正11年3月勅令第20号）、
在関東州及び満州国帝国臣民教育令（昭和18年3月勅令第213号）又は大正10年勅令第3
28号に基づく大学又は専門学校において理学、医学、歯学、薬学、工学、農学若しくは獣医
学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者
- (3) 旧専門学校卒業程度検定規定（昭和18年文部省令第46号）による専門学校卒業程度検定試
験（理学、医学、歯学、薬学、工学、農学、獣医学又はこれに相当する学科に係るものに限
る）に合格した者

※学校教育法に基づく高等学校卒、一般の専門学校卒では水質検査実施者として登録できません。

※実務従事証明書の作成につきましては、下記をご参照ください。また、様式につきましては健康安全研究センターホームページからダウンロードできます。

https://www.tmiph.metro.tokyo.lg.jp/k_kenchiku/touroku/shinsei/suishitu/#syorui

実務従事証明書

記入例

氏名 〇〇 〇〇

昭・平 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日生

住所 東京都〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

実務従事期間	実務内容	備考
自 昭・平 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 至 昭・平 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 (延 〇 年 〇〇 月)	水質検査 理化学的検査 細菌学的検査	
自 昭・平 年 月 日 至 昭・平 年 月 日 (年 月)	水質検査 理化学的検査 細菌学的検査	

(実務内容は該当する項目を○印で囲むこと)

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

住所 東京都新宿区西新宿〇丁目〇番〇号

申請者

氏名 株式会社〇〇〇〇
代表取締役社長 〇〇 〇〇

印

(法人の場合は、その名称、事務所所在地、代表者氏名)

3 その他の要件(作業実施方法等)

作業方法や機械器具等の維持管理方法が厚生労働省告示第117号に示す項目にすべて合致していること。(以下の作成例参照)

【その他の要件（作業実施方法等）の作成例】

(水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面)

「作業実施方法等」は、厚生労働省告示第117号の内容(◎で表記)を含めて作成してください。ただし、告示の文言を必ず含んだ上、点線で示す部分には貴営業所の具体的な作業実施方法も記載する必要があります。その他、注意事項等を(ポイント)に示してありますので参考にしてください。なお、同様の内容を含んでいれば、既存の貴営業所のマニュアル等でも構いません。

作業実施方法等

会社名 _____

I 作業班編成

作業班名	検査実施者	使用する機械器具

(ポイント)

登録されている監督者を含めてください。1 班体制でも構いません。

(例 1)

作業班名	監督者	使用する機械器具
1 班	建築 太郎	誘導結合プラズマ発光分光分析装置 等
2 班	建物 花子	高圧蒸気滅菌器、恒温器 等

(例 2)

作業班名	監督者	使用する機械器具
一般試験班	山田 琵琶留男	pH 計、全有機炭素定量装置
有機物、イオン 班	鈴木 美留子	イオンクロマトグラフ ガスクロマトグラフー質量分析計 等
重金属班	高橋 尾瑠人	誘導結合プラズマ質量分析装置 フレイムレスー原子吸光光度計 等

(例 3)

作業班名	監督者	使用する機械器具
理化学検査班	水野 太郎	誘導結合プラズマ発光分光分析装置 等
細菌検査班	水川 花子	高圧蒸気滅菌器、恒温器 等

II 作業手順

1 水質検査の方法（試料の採水及び保存に関する事項を含む。）

◎（告示第 117 号 第四の一）

水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）の表の上欄に掲げる事項について水質検査を行う場合は、同令に規定する厚生労働大臣が定める方法により行う。

◎（告示第 117 号 第四の二）

水質検査は試料の採取後速やかに行うこととし、試料を保存する場合は、試料の水質が変化しないよう冷暗所に保存する。

ポイント

厚生労働大臣が定める方法（厚生労働省告示第 261 号）のうち、実施している検査方法を、別添の一覧表の添付等により明記してください。

2 試薬、標準物質の保管方法

◎（告示第 117 号 第四の四）

水質検査に用いる試薬及び標準物質は、施錠できる保管庫等に保管する。

具体的な保管方法

3 検査室の整理・清掃の方法、管理責任者の氏名

具体的な整理・清掃方法

管理責任者氏名 ○ ○ ○ ○

ポイント

検査室の管理責任者は登録された水質検査実施者でなくても構いません。

4 機械器具の点検等の方法、これら記録の保存方法

◎（告示第 117 号 第四の五）

水質検査に用いる機械器具その他の設備について、定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行う。また、使用する機械器具その他の設備の点検等の記録を、機械器具その他の設備ごとに整理して保管する。

具体的な点検方法

ポイント

点検頻度も記述してください。

5 測定結果報告作成の手順、測定結果の保存方法及び保存責任者の氏名

具体的な作成手順

◎（告示第 117 号 第四の三）

水質検査の結果を 5 年間保存する。

保存責任者氏名 ○ ○ ○ ○

ポイント

測定結果報告作成の手順については、測定後の報告書の作成手順及び報告書の記載内容を、具体的に記述してください。

(例) 測定終了後、検査結果を所定の報告書に記入し、発注者に提出する。報告書には、採水年月日、試験期間、水質基準値、適否判定等を明記する。この際、控えを作成し、5 年間保存する。
水質検査結果の保存責任者は測定実施者でなくても構いません。

Ⅲ 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法

◎（告示第 117 号 第四の六）

水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施する。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が告示第 117 号第四の一、二、四及び五に掲げる要件を満たしていることを常時把握することとし、委託する場合にあっても、検査結果の保存は自ら実施する。

(業務を委託しない場合)

(例) 自社にて実施するので委託はなし。

(業務を委託する場合)

(例) 基本的に自社にて実施する。ただし、以下のとおり委託する場合がある。

- 1 委託を受ける者の氏名等
 - (1) 委託を受ける者の氏名(法人にあっては名称): ○○株式会社
 - (2) 委託をする業務の範囲: 微量有機物、重金属など(項目を明記してください)等
 - (3) 業務を委託する期間: 1年間、繁忙期のみスポット契約 等
- 2 建築物の所有者等への通知の方法
建築物の所有者に対して、事前に文書をもって通知する
- 3 業務の実施状況の把握方法
実施報告書の確認を行う。

ポイント

「委託はなし。」と書かれていても、実際には委託されている場合が見受けられます。少しでも委託する可能性があるなら、委託する場合の書き方で記述してください。

1について: 検査項目の中で委託を行う項目について、その検査項目を示してください。別添の一覧表などを活用しても構いません。

2について: 1の(1)～(3)を、建築物の維持管理について権原を有する者に、事前に通知する方法を記述してください。

3について: 委託を受ける者も、告示第117号第四の一、二、四、五に掲げる要件を満たしている作業方法で行わなくてはなりません。作業が実施されていることを把握する方法を記述してください。

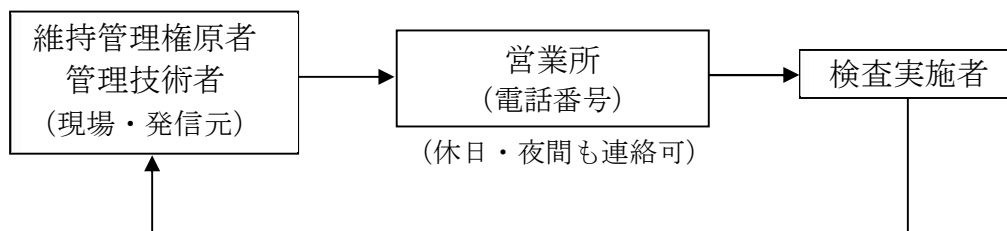
IV 苦情及び緊急の連絡に対する体制

◎ (告示第117号 第四の七)

建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備する。

具体的な連絡体制等

(例)



ポイント

迅速に対応する体制がとられているかを確認するものなので、簡潔に図などで示してください。最後に発信元に戻る体制にしてください。

個人の携帯電話の番号は記載しないでください。

平日と休日・夜間で連絡先が異なる場合は、その連絡先もご記載ください。

別添 水質検査方法一覧表（例）

※ 該当する番号を記入、未実施項目は斜線

※※ 委託する場合○を記入

番号	検査項目	検査方法 ※	検査方法一覧	委託 ※※
1	一般細菌		1.標準寒天培養法	
2	大腸菌		1.特定酵素基質培養法	
3	カドミウム及びその化合物		1. フレームレス—原子吸光度計による一斉分析法 2. 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 3. 誘導結合プラズマ—質量分析装置による一斉分析法	
4	水銀及びその化合物		1. 還元気化—原子吸光度法	
5	セレン及びその化合物		1. フレームレス—原子吸光度計による一斉分析法 2. 誘導結合プラズマ—質量分析装置による一斉分析法 3. 水素化物発生—原子吸光度法 4. 水素化物発生—誘導結合プラズマ発光分光分析法	
6	鉛及びその化合物		1. フレームレス—原子吸光度計による一斉分析法 2. 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 3. 誘導結合プラズマ—質量分析装置による一斉分析法	
7	ヒ素及びその化合物		1. フレームレス—原子吸光度計による一斉分析法 2. 誘導結合プラズマ—質量分析装置による一斉分析法 3. 水素化物発生—原子吸光度法 4. 水素化物発生—誘導結合プラズマ発光分光分析法	
8	六価クロム化合物		1. フレームレス—原子吸光度計による一斉分析法 2. フレーム—原子吸光度計による一斉分析法 3. 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 4. 誘導結合プラズマ—質量分析装置による一斉分析法	
9	亜硝酸態窒素		1. イオンクロマトグラフ（陰イオン）による一斉分析法	
10	シアン化物イオン及び氰化ヒンアン		1. イオンクロマトグラフ—ポストカラム吸光度法	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1. イオンクロマトグラフ（陰イオン）による一斉分析法	
12	フッ素及びその化合物		1. イオンクロマトグラフ（陰イオン）による一斉分析法	
13	ホウ素及びその化合物		1. 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 2. 誘導結合プラズマ—質量分析装置による一斉分析法	
14	四塩化炭素		1. パージトラップ—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法 2. ヘッドスペース—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法	
15	1,4-ジオキサン		1. パージトラップ—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法 2. ヘッドスペース—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法 3. 固相抽出—ガスクロマトグラフ—質量分析法	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン		1. パージトラップ—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法 2. ヘッドスペース—ガスクロマトグラフ—質量分析計による一斉分析法	

番号	検査項目	検査方法 ※	検査方法 一覧	委託 ※※
17	ジクロロメタン		1. パージトラップーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法 2. ヘッドスペースーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法	
18	テトラクロロエチレン		1. パージトラップーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法 2. ヘッドスペースーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法	
19	トリクロロエチレン		1. パージトラップーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法 2. ヘッドスペースーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法	
20	ベンゼン		1. パージトラップーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法 2. ヘッドスペースーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法	
21	塩素酸		1. イオンクロマトグラフ法	
22	クロロ酢酸		1. 溶媒抽出ー誘導体化ーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法 2. 液体クロマトグラフー質量分析計による一斉分析法	
23	クロロホルム		1. パージトラップーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法 2. ヘッドスペースーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法	
24	ジクロロ酢酸		1. 溶媒抽出ー誘導体化ーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法 2. 液体クロマトグラフー質量分析計による一斉分析法	
25	ジブロモクロロメタン		1. パージトラップーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法 2. ヘッドスペースーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法	
26	臭素酸		1. イオンクロマトグラフーポストカラム吸光度法	
27	総トリハロメタン (クロロホルム、ジブロモクロロメタン、 ブロモジクロロメタン及びブロモホルム のそれぞれの濃度の総和)		1. パージトラップーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法 2. ヘッドスペースーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法	
28	トリクロロ酢酸		1. 溶媒抽出ー誘導体化ーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法 2. 液体クロマトグラフー質量分析計による一斉分析法	
29	ブロモジクロロメタン		1. パージトラップーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法 2. ヘッドスペースーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法	
30	ブロモホルム		1. パージトラップーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法 2. ヘッドスペースーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法	
31	ホルムアルデヒド		1. 溶媒抽出ー誘導体化ーガスクロマトグラフー質量分析法	
32	亜鉛及びその化合物		1. フレームレスー原子吸光度計による一斉分析法 2. フレームー原子吸光度計による一斉分析法 3. 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 4. 誘導結合プラズマー質量分析装置による一斉分析法	
33	アルミニウム及びその化合物		1. フレームレスー原子吸光度計による一斉分析法 2. 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 3. 誘導結合プラズマー質量分析装置による一斉分析法	
34	鉄及びその化合物		1. フレームレスー原子吸光度計による一斉分析法 2. フレームー原子吸光度計による一斉分析法 3. 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 4. 誘導結合プラズマー質量分析装置による一斉分析法	

番号	検査項目	検査方法 ※	検査方法一覧	委託 ※※
35	銅及びその化合物		1.フレイムレスー原子吸光光度計による一斉分析法 2.フレイムー原子吸光光度計による一斉分析法 3.誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 4.誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法	
36	ナトリウム及びその化合物		1.フレイムレスー原子吸光光度計による一斉分析法 2.フレイムー原子吸光光度計による一斉分析法 3.誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 4.誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法 5.イオンクロマトグラフ（陽イオン）による一斉分析法	
37	マンガン及びその化合物		1.フレイムレスー原子吸光光度計による一斉分析法 2.フレイムー原子吸光光度計による一斉分析法 3.誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 4.誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法	
38	塩化物イオン		1.イオンクロマトグラフ（陰イオン）による一斉分析法 2.滴定法	
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1.フレイムー原子吸光光度計による一斉分析法 2.誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法 3.誘導結合プラズマ質量分析装置による一斉分析法 4.イオンクロマトグラフ（陽イオン）による一斉分析法 5.滴定法	
40	蒸発残渣物		1.重量法	
41	陰イオン界面活性剤		1.固相抽出ー高速液体クロマトグラフ法	
42	ジェオスミン		1.パージ・トラップーガスクロマトグラフー質量分析法 2.ヘッドスペースーガスクロマトグラフー質量分析法 3.固相抽出ーガスクロマトグラフー質量分析法 4.固相マイクロ抽出ーガスクロマトグラフー質量分析法	
43	2-メチルレノボルネオール		1.パージ・トラップーガスクロマトグラフー質量分析法 2.ヘッドスペースーガスクロマトグラフー質量分析法 3.固相抽出ーガスクロマトグラフー質量分析法 4.固相マイクロ抽出ーガスクロマトグラフー質量分析法	
44	非イオン界面活性剤		1.固相抽出ー吸光度法 2.固相抽出ー高速液体クロマトグラフ法	
45	フェノール類		1.固相抽出ー誘導体化ーガスクロマトグラフー質量分析法 2.固相抽出ー液体クロマトグラフー質量分析法	
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）		1.全有機炭素量測定法	
47	pH値		1.ガラス電極法 2.連続自動測定機器によるガラス電極法	
48	味		1.官能法	
49	臭気		1.官能法	
50	色度		1.比色法 2.透過光測定法 3.連続自動測定機器による透過光測定法	
51	濁度		1.比濁法 2.透過光測定法 3.連続自動測定機器による透過光測定法 4.積分球式光電光度法 5.連続自動測定機器による積分球式光電光度法 6.連続自動測定機器による散乱光測定法 7.連続自動測定機器による透視法	

立入検査の内容

1 機械器具の整備・維持管理状況

登録に必要な機械器具について、すべてを確認しますので、検査当日は検査室に立ち入れるよう御準備ください。

2 帳簿書類の整備状況

機器管理台帳*、水質検査結果書、業務分担表、薬品管理台帳、
廃液・廃棄物処理記録

(注) *印のある書類は、健康安全研究センターのホームページに様式例を掲載しておりますので、御参照ください。

https://www.tmiph.metro.tokyo.lg.jp/k_kenchiku/touroku/youshikirei/

★ 検査に際してのお願い

検査当日は、資格者（水質検査実施者）のうち、1名は必ず立ち会うようにしてください。

事業登録の表示

登録を受けた営業所は、登録業者である旨の表示を行うことができますが、登録を受けずに法に定める表示または類似する表示を行うことはできません。

事業登録の表示を行う場合は、次のことにご注意ください。

(登録の表示)

良い例	東京都事業登録建築物水質検査業、東京都〇〇水第〇〇〇号
悪い例	東京都知事認可水質検査業、東京都知事指定業者 など

相談・申請窓口

受付時間: 相談 平日 9 時～17 時
申請 平日 9 時～16 時

名 称	所 在 地	電 話
東京都健康安全研究センター 広域監視部建築物監視指導課 建築物衛生担当	新宿区百人町3-24-1 東京都健康安全研究センター 本館2階	03(5937)1058 (ダイヤル)